

(二) 「家」を中心とする勤勞管理の確立

我國の勤勞管理に飽迄も「家」の觀念を中心とし、其の管理の對策は獨り職場に働く工員のみならず、其の工員の家族をも廣く包含し、生産の現場は固より生活全面に互つて懇篤なる管理を徹底せしむること。

(三) 「家」を中心とする青少年工の輔導

工場寄宿舎、合宿所等に於て物的設備のみならず特に家族的雰圍氣の醸成に留意すること。寮長、舎監、寮母の人選に就中特に家庭的なる適任者を得るに努むると共に輔導員組織の活用を圖ること。

(四) 「家」を中心とする福利厚生施設の

(五) 「家」を中心とする工場事業場と地元町村の一體化

工場事業場と其の地元町村との一體化を促進し生産上、生活上兩者の關係を一層緊密ならしめ、相互の協力態勢を強化するに努むること。今日工場、事業場と其の地元町村とは往々相互に無縁の存在と化し、甚しきは兩者の間に摩擦相剋の因を成せるもの亦必ずしもなしとせず。仍つて、例へば工場、事業場の福利厚生施設を開放して其の利用による恩恵を地元民にも均霑せしめ、或は地元住民の勞力奉仕を活用して工場、事業場の生産増強を圖る等の措置を講じ、努めて兩者の緊密なる關係を樹立し、工場、地元を擧げて一家の風潮を醸成するに努むること。

(六) 産業戦士家族の顯彰

産業戦士に對する表彰制度に於て當該産業戦士

個人の表彰に止まらず、其の家族をも併せて顯彰する方途を講ずること。

第六 戦時生活下に於ける「家」の問題

(一) 女子の就勞と家庭生活との調和

(二) 未婚勤勞女性の保護の徹底

(三) 女子に對する勤勞管理の確立

「家」を中心とする女子の特性に鑑み國家的に之に對する勤勞管理の基準を確立し、且管理施設の完備を圖ること。

(四) 生活の協同化と「家」の問題

生活協同化の方法竝に之が運営の精神に就き深き検討を遂げ、飽迄も「家」を中心とする生活の協同化を圖ること。

(五) 衣料切符其の他配給制度の改善

(六) 「家」と隣組の關係

現在隣組の指導方針は往々生硬不熟に過ぎ、國民生活の實體實情に即して行はれ難き憾あり。行過ぎたる隣組の指導干渉が「家」の機能を却つて毀害し、或は家庭の利己主義が隣組全體の圓滑なる運営を阻止するが如き場合も少からず。「家」に藉口する利己主義は「家」本來の精神よりするも固より許容すべきに非ず。之に對しては大に矯正の必要あり。而も同時に隣組の基礎は飽迄も「家」に在り。隣組の運営は必ず「家」を中心とする和樂の裡に行はれ、「家」を通じて郷土、國家に奉仕する建前を堅持し、之を及ぼしてやがて町内、部落一家の美風を馴致せしむるやう指導を行ふこと。

(七) 企業整備と「家」の問題

企業整備の斷行措置の如きは國家重大の秋に臨

み、眞に緊急やむを得ざる非常手段にして、之等轉業者に對しては傳來の家業を捨てざるを得ざるに至りたる時局の急を切實に自覺せしむると共に、身を以て斯くの如き大轉換に堪へたる轉業者は、正に國策躬行の活模範として更に新職域に於て在來家業の傳統的精神を生かしむるやう特に適切な指導を行ふこと。

タイ國新領土に關する日本國タイ國間條約の成立

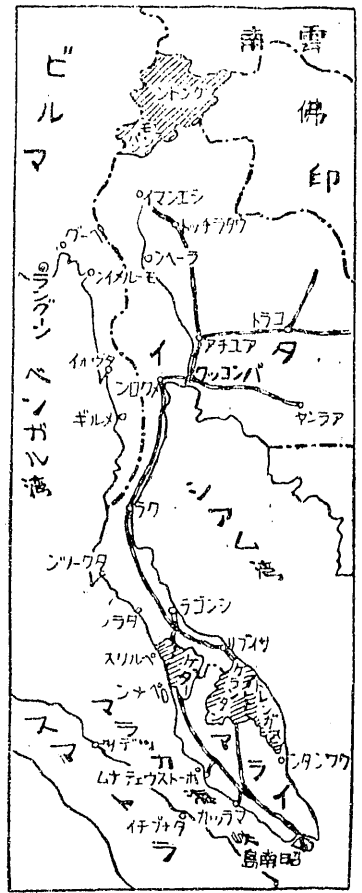
大東亞共榮圏の一環をなす「タイ」國に對して新たに新領土を供與する日本國タイ國間條約の成立については昭和十八年八月二十日情報局より左の如く發表せられた。

情報局發表

本年七月四日の東條内閣總理大臣及「ピブン」「タイ」國內閣總理大臣間會談に引續き日「タイ」兩國政府間に於いて「マライ」及「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約締結方に付交渉中なりし處、今般右條約案文の妥結を見、八月二十日「パソコック」に於いて特命全權大使坪上貞二と「タイ」國內閣總理大臣兼外務大臣事務管掌元帥「ピー・ピブン・ソックラム」との間に右條約の署名調印を了せり

「マライ」及び「シヤン」地方に於ける「タイ」國の領土に關する日本國「タイ」國間條約

大日本帝國政府及び「タイ」王國政府は  
兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完



遂し道義に基く大東亞を建設するの不動の決意を以て左の通協定せり

第一條 日本國は「タイ」國が「ケラントン」「トレンガヌ」「ケダー」「ペルリス」各州及び附屬島嶼をその領土として編入することを承認す

第二條 日本國は「タイ」國が「シヤン」地方に於いて「ケントン」及び「モンパン」兩州をその領土として編入することを承認す

第三條 日本國は本條約實施の日より六十日以内に前二條の規定する地域に於いて現にその行ふ行政を終止すべし

第四條 第一條及び第二條の規定する地域の境界は本條約調印の日に於ける州境に據る

第五條 本條約の實施のため必要なる細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第六條 本條約は署名の日より實施せらるべし

### シヤワ現地住民に對する政治參與の實現

皇國を中核とする大東亞共榮圈の建設に關する方策は帝國議會に於ける東條首相の演説により夙に闡明せ

られてゐたところであるが、特にジャワの現地住民に對する政治參與の實現については昭和十八年八月一日附ジャワ軍政監部の告示を以つて其の具體的確定を見るに到つた。同日付公布をみたる現地住民の參與設置に關する件、中央參議院令、州及び特別市參議會令、茲に右諸法令の公布に伴ふ現地當局談を掲ぐれば以下の如くである。

### 現地住民の參與設置に關する件

第一條 軍政監部各部に參與若干名を置く  
參與は現地住民のうちより軍政監これを任命す

第二條 參與は部長の命をうけ部務に參與す

第三條 官吏にあらざる參與は高級官吏の待遇とする

### 中央參議院令

第一條 軍政の強力適切なる進歩を期するため中央參議院を置く中央參議院は最高指揮官に直隸し、政務に關し、最高指揮官の諮問に答申し、最高指揮官に對し建議す

第二條 中央參議院は議長副議長議員および中央參議

院事務局をもつて組織す

第三條 議員は人格識見優秀なる現地住民の中より最高指揮官の任命する者、州參議會または特別市參議會において互選するもの及び侯の推薦するものとす、議員の定数は別表による

第四條 中央參議院に議長および副議長二名を置き議員の互選による倍數の候補者の中より最高指揮官これを任命す

第五條 事務局に局長(以下事務局長と稱す)を置き最高指揮官これを任命す、事務局長は中央參議院の事務を掌理し、議長の職務に協力す、事務局の編成其他の事項は軍政監之を定む

第六條 中央參議院の會議の議事進行上必要なる援助を爲さしむるため、軍政監は軍政監部職員をして會議に出席し發言せしむることを得

第七條 中央參議院の會議の召集、開會および閉會は最高指揮官之を命ず、召集の場所及び會期は最高指揮官之を定む

第八條 議長は中央參議院の會議を掌理す、議長事故ある時は副議長その職務を代理す、議長、副議長共に事故ある時は最高指揮官の指定する議員議長の職務を代理す、會議の議事規則は別に之を定む

第九條 會議の議事は出席議員の過半數をもつてこれを決す、可否同數なる時は議長の決すところによる

第十條 中央參議院に對する最高指揮官の諮問は文書をもつて事務局長を経て議長に令達し、議員の建議案は議員より事務局長を経て議長に提出す

第十一條 會議に關する文書は日本語によるものを正